

令和2年3月14日
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応
(施設の休館等) について

令和2年3月13日開催の第8回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、イベントや施設等の再開に必要な条件等が示されたことを受けて、市として下記のとおり決定しました。

記

- 1 市主催（共催含む）のイベント中止について
 - (1) 変更前：令和2年3月20日まで
 - (2) 変更後：令和2年3月31日まで

- 2 公共施設の休館等について（別添資料のとおり）
 - (1) 変更前：令和2年3月20日まで
 - (2) 変更後：令和2年3月31日まで

- 3 福祉文化会館・文化ホール、市民総合センター・センターホール、男女共生センターローズWAM・ワムホールについては、現在申込している方に限り、主催者において以下の条件を遵守することにより使用を許可する。

○再開に必要な条件等（第8回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料より抜粋）
クラスターの発生のリスクを下げるための以下の原則をクリアすること

- (1) 換気の状態：定期的に換気ができる状態にあるか。
- (2) 人の密度の状態：会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2m程度あける等の対応が可能か。
- (3) イベント等の内容：近距離での会話や発声、高唱を避けることができるか。

※なお、3月19日を目途に示される国の専門家会議における判断と大きな齟齬がある場合は、改めて考え方を整理する。